

ID: 5457

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	低炭素建築物新築計画の認定 (登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証の添付があり、建築確認の審査の申し出がない場合)		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項		
法令番号			
【基準】 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条(低炭素建築物新築等計画の変更)第1項の規定による			
標準処理期間	35日		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日